

2023年10月6日

北海道大学
総長 寶金清博 様

北海道大学教職員組合
執行委員長 清水池義治

団体交渉申入書

下記の要領にて団体交渉を申し入れますので、団体交渉に応諾いただけるかを速やかに返答の上、団体交渉に応諾いただける場合は開催方法等についての調整を本労働組合と調整開始願います。

なお団体交渉の開催を遅延させる行為、団体交渉への応諾を拒否する行為をはじめ、不誠実な交渉態度は、労働組合法に禁止される「不誠実団交」にあたるため、厳に慎むよう強く求めます。

記

1. 日時

本申入書提出日から2023年12月8日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く期間中において、労使双方が合意できる日時（概ね2時間程度）

2. 場所及び方法

労使双方で合意できる場所及び方法（札幌キャンパスで行う場合は札幌キャンパス以外の労働組合員がオンラインにて団体交渉に参加できるかの検討を含む）

3. 交渉事項

- (1) 労働分配率（人件費比率）を向上させること
- (2) 大学の基盤経費の確保に向けた取り組みを加速すること
- (3) 教員の教育・研究時間の確保にむけた取り組みを加速すること
- (4) 正規職員の給与水準を向上させること
- (5) テレワーク制度を整備すること又はフレックスタイムの適用範囲を拡大すること
- (6) 札幌キャンパスの事務系等非常勤職員の給与を時給ベースで「1,290円」とすること（またこれ以外の事業場・職種の非常勤職員の給与も準じて増加させること）

- (7) 雇い止め後に再雇用された非常勤職員の年休計算に「通算勤務年数」を使用すること
- (8) 短時間勤務職員へ期末・勤勉手当を支給すること
- (9) 契約職員及び短時間勤務職員の雇い止めに廃止すること
- (10) 2年度以上連続して労使協定の特別条項上限を超えた時間外労働が発生した部署の職員数を純増させること
- (11) 時間外労働時間の実績及びメンタルヘルス疾患による病休者数を各事業場の過半数代表及び安全衛生員会に報告すること
- (12) 初任者研修等において労働者の権利の説明を本労働組合に行わせること

4. その他、団体交渉の実施にあたり要求すること

- ・交渉事項の詳しい内容及び根拠について、別紙にまとめています。団体交渉中に別紙の内容を全て読み上げることはいたしませんので、団体交渉に当たり、前もって別紙の内容を確認の上で交渉に応じることを求めます。
- ・団体交渉とは労使間の主張をお互い一方的に伝える場ではなく、お互いの主張を踏まえた上で労使間で建設的な議論・交渉を行う場です。十分な議論・交渉の時間を確保するために、本労働組合が求める交渉事項に対する大学側の最初の応答及び根拠は、事前に書類に要旨をまとめて交渉日の1週間前までに本労働組合に回答するか、あるいは交渉日に回答する場合においても「設定時間の4分の1以内の時間」あるいは「20分以内」の短い方の時間内でまず回答することとし、議論のための十分な時間を確保することを求めます。

以上